

救急講習会及び自衛消防訓練の一部再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、救急講習会及び自衛消防訓練の受付を自粛させていたおりましたが、三重県内及び当消防組合管内における感染者数が小康状態にあることから、下記に示す要件についてご理解とご協力を頂くことが可能な団体に限り、令和2年10月1日（木）から一部再開いたします。

1 救急講習会

救急講習会については、講習時間が90分未満の一般救急講習会のみ再開することとし、その内容については「心肺停止患者に対する胸骨圧迫及びAEDの取り扱い」を中心に学ぶ講習会とします。

なお、「9の日講習」を含む普通救命講習（講習時間3時間）などその他の救命講習については、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて順次再開する予定です。

(1) 救急講習会開催の要件について

- ① 会場は各消防署のみとし、外部への指導員の派遣はいたしません。
- ② 受講者同士の間隔を十分確保するため、会場毎で受講人数を制限させていただきます。
(尾鷲消防署：15名以下、海山消防署・紀伊長島消防署：10名以下とし、詳細については講習受付時に調整させていただきます。)
- ③ 万が一、講習会でクラスターが発生した際の連絡および感染経路の確認のために使用することを目的として、受講者全員の氏名及び連絡先が把握可能な名簿を提出していただきます。
- ④ 受講者全員がマスクを持参し着用することとします。なお、消防組合においてマスクの配布等はいたしません。
- ⑤ 会場に入る前の問診（咳や倦怠感の有無）、検温（非接触型体温計を使用）、手指消毒の徹底にご理解とご協力を頂けること。
なお、問診及び検温の結果により、受講をお断りすることがあります。
- ⑥ 妊婦、65歳以上の高齢者、何らかの基礎疾患をお持ちの方などは講習会への参加は控えて頂きますようお願いいたします。

(2) 講習中の感染防止対策について

- ① 受講者同士の間隔を十分に確保するため、会場フロアにマーキングをします。
- ② 講習中においても、必要に応じて受講者及び指導者の手指消毒を行います。
- ③ 季節を問わず、会場の定期的な換気を行います。
- ④ 講習で使用する資器材は、使用前・使用後に必ず消毒を実施します。
- ⑤ 心肺蘇生法の内、人工呼吸については講義及び見学のみとし、受講者の実技は実施しません。
- ⑥ 実技指導時及び休憩時間については、参加者同士の距離を保っていただくよう徹底いたします。

2 自衛消防訓練

自衛消防訓練については原則として受付及び指導員の派遣を再開することとしますが、事前に依頼者及び消防組合の間で十分な協議を行い、その内容を決定することとします。

(1) 自衛消防訓練に係る指導員派遣の要件について

- ① 原則、参加者が50名以上となる訓練への指導員の派遣はいたしません。
- ② 令別表第1の6項関係（後期高齢者が出入りする介護福祉施設、保育園等）については、訓練への指導員の派遣はいたしません。
- ③ 通報訓練の指導等については、指導員と訓練参加者の間隔を確保した上で実施します。
- ④ 消火訓練については、屋外にて実施可能とします。ただし、訓練中の参加者同士の間隔を十分に確保することとします。
- ⑤ 避難訓練については、「参加者同士の密な状況」を避けるため、実施方法について協議をした上で実施可能かどうかを判断することとします。
- ⑥ 煙体験ハウスや既存の避難設備等を使用した訓練は、原則禁止することとします。
- ⑦ 参加者同士の間隔を十分確保するため、会場の規模で参加人数を制限させていただきます。
- ⑧ 万が一、講習会でクラスターが発生した際の連絡および感染経路の確認のために使用することを目的として、参加者全員の氏名及び連絡先が把握可能な名簿を提出していただきます。
- ⑨ 参加者の問診（咳や倦怠感の有無）、検温（非接触型体温計を使用）を実施するなどし、健康状態に問題のある方については訓練参加を制限してください。
- ⑩ 妊婦、65歳以上の高齢者、何らかの基礎疾患をお持ちの方などは訓練への参加は控えて頂きますようお願いいたします。

(2) 訓練中の感染防止対策について

- ① 訓練中の参加者同士の間隔を十分に確保します。
- ② 訓練中は、参加者全員がマスクを着用することとします。
- ③ 訓練中、必要に応じて手指消毒を行います。
- ④ 訓練で使用する資器材は、使用前・使用後に必ず消毒を実施します。

3 その他

上記の内容について、新型コロナウイルス感染症の状況などにより、必要に応じて適宜変更することがあります。

また、内容については消防本部消防総務課（TEL:0597-22-2021）まで問い合わせさせていただきますようお願いいたします。